

選 奨 規 程

(目的)

- この規程は定款施行細則第19条第3項第7号の学術委員会の会務に基づき、学会会員の選奨に関する取り扱いについて定めたものである。

(選奨の区分および種類)

- 選奨の区分および種類は次の通りとする。
 - (1) 学術大会発表、学会機関紙発表論文
 1. 学術大会賞 ……学術年次大会において口演した発表を対象として学術委員会で選考する。
 2. 学術奨励賞 ……学術年次大会において今後の研究を奨励するにふさわしい発表を対象として学術委員会で選考する。
 3. 若手奨励賞 ……若手研究者の研究を助成するために学術大会及び機関紙発表論文を対象として、編集委員会及び学術委員会で選考する。
 4. 学術論文賞 ……年度を通して機関紙に発表した優秀論文を対象に編集委員会で選考する。
 - (2) 功労者表彰
 1. 最優秀功労者賞 ……長年にわたり本学会の発展に寄与した個人を理事会で選考する。
 2. 最優秀賛助会員賞 ……本学会の発展に賛助会員として多大な貢献が認められた団体を理事会で選考する。

(表彰の方法)

第3条 表彰は編集委員会若しくは学術委員会での選考を受け理事会において十分に審査した結果、理事長、大会長により次の各号における方法により表彰するものとする。

- (1) 学術大会発表、学会機関紙発表論文
 1. 学術大会賞 ……学術年次大会において前記大会長が表彰
 2. 学術奨励賞 ……学術年次大会において理事長が表彰
 3. 若手奨励賞 ……学術年次大会において理事長が表彰

4.学術論文賞 . . . 学術年次大会において理事長が表彰

(2) 功労者表彰

1.最優秀功労者賞 . . . 学術年次大会において理事長が表彰

2.最優秀賛助会員賞 . . . 学術年次大会において理事長が表彰

(3)表彰

上記各賞に対し賞状および記念品（賞金）を贈呈

(付則)

この規則は、平成24年12月 7日から施行する。